

新潟県立高田商業高等学校修学旅行取扱業者プロポーザル募集要領

1 募集旅行概要

(1) 旅行名

新潟県立高田商業高等学校令和4年度修学旅行

(2) 旅行の目的

教育活動の一環として、平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積ませることを目的とする。

(3) 旅行先

九州方面

(4) 旅行期間

令和4年12月7日（水）から令和4年12月10日（土）までの間で3泊4日

(5) 参加人数（予定）

125名（生徒120名、引率教員5名）

(6) 見積額

100,000円程度（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 新潟県内に本社又は支社（営業所又は事務所を含む）を置く者であること。
- (3) 旅行業法施行規則第1条の2第1項または1第2項に規定する旅行業務の登録がされていること。
- (4) 過去5年以内（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで）に、高等学校及び中等教育学校に係る研修旅行（修学旅行を含む）の取扱実績があること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

3 説明会

業者選定のためのプロポーザルを実施するにあたり、下記のとおり説明会を実施する。

(1) 日時：令和3年4月13日（火）16時

(2) 会場：新潟県立高田商業高等学校 会議室

※ 説明会参加を希望する場合は、4月9日（金）17時までに団体名、参加者名、連絡先電話、FAX、E-mailをファックス連絡願います。

（様式任意）

4 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

ア 提出書類 各1部

(ア) 別紙様式1 「参加申込書」

(イ) 別紙様式2 「会社概要」

(ウ) 別紙様式3 「業務実績一覧表」

イ 申込み期限：令和3年4月20日（火）16時（必着）

ウ 申込み先：問合せ先と同じ

エ 方法：持参、郵送、ファクス

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和3年4月20日（火）までに提案資格の確認結果を通知する。

5 募集要領の内容についての質問受付及び回答

(1) 質問受付

ア 期限：令和3年4月20日（火）

イ 受付場所：問合せ先と同じ

ウ 方法：持参、郵送、ファクス（様式任意）

(2) 回答

ア 期日：令和3年4月22日（木）

イ 回答先：上記4により申込のあった全参加者

6 提案書について

(1) 提案書作成要領

別紙のとおり

(2) 提出期限

令和3年5月6日（木）16時（必着）

7 提案者プレゼンテーションの実施

提案内容について、プレゼンテーションを実施する。

なお、詳細については、別途通知する。

8 提案書審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める審査基準に基づき、取扱業者選定委員会が、提出された提案書及びプレゼンテーションの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を特定する。

(2) 審査基準

別記、審査基準のとおり

9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書により通知する。

10 日程

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ・説明会 | 令和3年4月13日（火）16時 |
| ・参加申込 | 令和3年4月20日（火）16時まで |
| ・参加資格の審査・確認結果通知 | 令和3年4月20日（火） |

- | | |
|---------------|--------------|
| ・提案書の提出 | 令和3年5月 6日(木) |
| ・プレゼンテーションの実施 | 令和3年5月10日(月) |
| ・審査結果通知 | 令和3年5月18日(火) |

11 契約の締結

取扱業者選定委員会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と契約の締結交渉を行う(契約書の作成要)。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

12 問合せ先

〒943-8550 上越市大字中田原90番地1
新潟県立高田商業高等学校 担当 西澤
電話番号：025-523-2271
FAX：025-526-3878

13 その他留意事項

- (1) 提案書の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案の審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式4「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 記載すべき事項の一部又は全部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ 期限後に提案書を提出した者

1 修学旅行テーマ

文化と歴史を学ぶ

2 ねらい

- (1) 異なる風土における文化にふれることで、地域の持つ多様性について学ぶ。
- (2) 歴史的遺産を見学することで、近代日本の成り立ちについて学ぶ。
- (3) 商業を学ぶ者としての立場から、日本の産業の発展について学ぶ。
- (4) 平和学習を行い、平和の大切さと命の尊さを学ぶ。

3 提案書の作成について

(1) 様式

- ① A4版(横) 30枚以内(表紙・目次を除き下記(2)の①～⑤を含むもの) 7部
- ② 宿泊先・見学先(候補地・施設)のパンフレット等

(2) 内容

- ① 旅行の行程表(時刻・宿泊先・活動を明記すること)
※上越妙高駅(新幹線駅)を使う方法も考慮する。
- ② 代金内訳書(交通費・宿泊費・食事・入場料等・諸経費・その他の添乗料・保険料等を明記すること)
- ③ 各種活動(研修)のプラン・モデルコースについて
- ④ 事故防止・安全対策・保険について
- ⑤ 自然災害や感染症等の今後の状況変化により旅行計画を取りやめる場合のキャンセル料等について

(3) 条件

- ① 現地までの移動手段、現地での交通手段が確実に確保されていること。
※費用によって利用可能な片道飛行機の利用についても言及してあること。また、交通手段が確実に確保されていない場合は、その旨を明示すること。
- ② 出発地から複数の添乗員が同行すること。
- ③ 修学旅行中の保険に加入すること。
- ④ テーマに基づいた学習プランが含まれていること。
- ⑤ 商業高校として見学する意義のある施設等が含まれていること。
- ⑥ 事前学習の段階から、当校と協力して準備に当たれること。
- ⑦ 具体的にどのような活動ができるかが分かり、呈示できること。
- ⑧ 詰め込みすぎず、各行動に時間的余裕があること。

3 提案書の作成

- (1) 提案書提出後の記載内容の追加や変更はできない。ただし、選考作業に必要な資料等の追加提出を求めることはある。
- (2) 提案書は返却しない。
- (3) 提案書は複製する場合がある。
- (4) 提案書は取扱旅行社の選定以外には使用しない。
- (5) 提案書は県の公開条例に基づき、公表する場合がある。

別記

審査基準

審査項目	審査の視点	配点
基本的な考え方	① 旅行に対する考え方や方針は明確となっているか。 ② 旅行目的を反映した提案であるか。	20
行程	① スムーズで無理のない行程か。 ② 負担の少ない交通手段が確保されているか。 ③ 宿泊施設の安全性は確保されているか。	15
見学・体験	① ねらいに基づいたプランとなっているか。 ② 内容に偏りがなく、多様な体験ができるものとなっているか。 ③ 添乗員、現地コーディネーター等の体制は十分であるか。 ④ 創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。	40
安全	① 緊急時の指示系統や連絡体制は十分であるか。 ② 保険の内容は十分なものとなっているか。	20
費用	① 旅行のねらいを達成するための適正な価格となっているか。	5

※ 配点は取扱業者選定委員 1 名当たり